

産業構造審議会 活動報告

令和2年6月17日

目 次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

I 組織の変更

成長戦略部会	9
廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討WG	10
電気保安人材・技術WG	11
令和元年度台風15号における鉄塔及び電柱の損壊事故調査検討WG	12

II 答申・報告書等

2050経済社会構造部会	15
経営力向上部会	16
通商・貿易分科会	17
産業技術環境分科会	19
製造産業分科会	21
商務流通情報分科会	24
保安・消費生活用製品安全分科会	26
知的財産分科会	31

産業構造審議会の活動概要

現在の組織

産業構造審議会は昨年度、1つの部会、3つのWGを新設し令和2年3月末日現在、5つの部会、7の分科会、33の小委員会、33のワーキンググループ（以後、「WG」という。）によって構成されている。

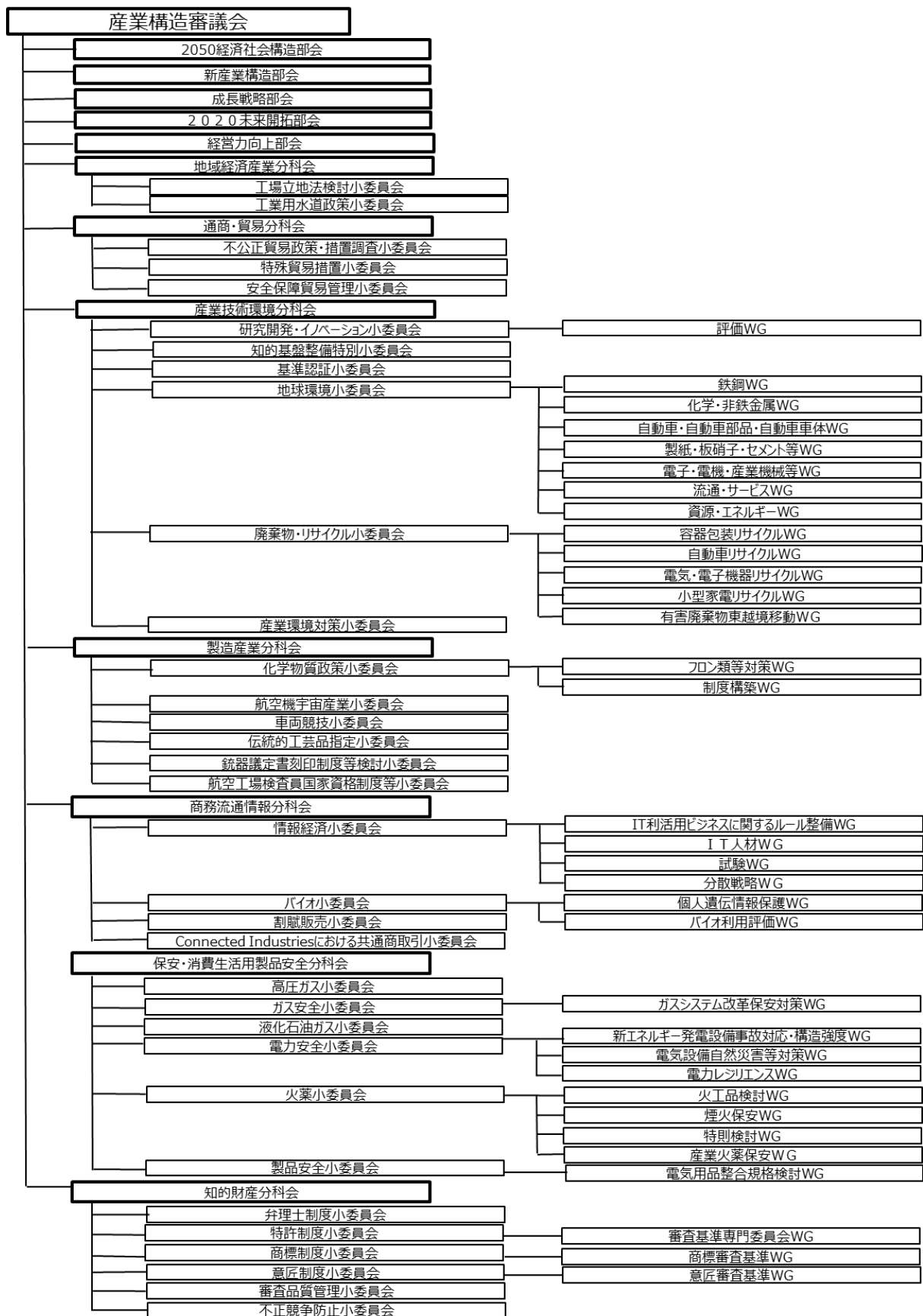
開催状況

昨年度、総会2回、部会5回、分科会8回、小委員会37回、WG65回、総計117回開催しており、開催状況・議事要旨を、経済産業省のホームページにおいて公開している。

答申・報告書等

昨年度、総計18件の答申・報告書等を取りまとめており、経済産業省のホームページにおいて公開している。

※本活動報告書は、令和元年4月から令和2年3月までの産業構造審議会における活動を取りまとめたもの。



I 組織の変更

成長戦略部会

「成長戦略部会」（令和元年9月設置）

翁部会長：（株式会社日本総合研究所理事長）

設置趣旨

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）は、「令和の新時代において、我が国が第4次産業革命の新たな汎用技術の潜在力を最大限にいかし、生産性向上や経済成長につなげるためには、企業組織の在り方や個人の仕事の内容・仕方など、経済社会システム全体の再構築を図る必要がある。」と指摘している。

当該指摘を踏まえ、今般、産業構造審議会に成長戦略部会を設置し、第4次産業革命に対応した「企業組織・経営」や「人」の変革の方向性、日本企業が提供する顧客価値の向上を通じた販売価格の引上げ、付加価値の創出による日本企業のマークアップ率の向上、これらによる労働生産性の向上等に向けた政策課題を検討する。検討結果は、経済産業大臣が未来投資会議に提言する。

検討事項

- （1）第4次産業革命時代の企業組織・経営、仕事、政府・政策のあり方
- （2）「企業組織・経営」の変革の方向性
 - ①両利き経営の成功例の分析等を通じた、経営の質の向上方法
 - ②顧客価値の向上を通じて販売価格の引上げを行った企業事例の収集・分析等を通じた、マークアップ率の向上方法
 - ③同質的なコスト競争から付加価値の獲得競争への変化のもたらし方
 - ④資金面・人材面で豊富なリソースを有する既存企業・大企業のリソース解放
 - ⑤既存の大企業・中堅企業によるスタートアップのM&A・協働促進、事業再編等
- （3）「人」の変革の方向性
 - ①戦後、組織の中に閉じ込められ、固定されている人の解放のあり方
 - ②兼業・副業の促進など、多様で柔軟な働き方の促進
 - ③機械やAIでは代替できない創造性・感性・デザイン性・企画力といった能力やスキルを具備する人材の育て方等

審議スケジュール

第1回 令和元年9月17日 成長戦略部会の議論の方向性について

第2回 令和元年10月25日 「企業組織・経営」の変革の方向性について

産業技術環境分科会

「廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ」(令和元年9月設置)

座長：中村崇（東北大学名誉教授）

設置趣旨

本年5月に経済産業省を含む関係省庁の連名で策定した「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための重点戦略の1つとして、リデュース等の徹底を位置付けており、その取組の一環としてレジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）を行うことで消費者のライフスタイル変革を促すことを目指している。

レジ袋有料化義務化にあたって、レジ袋を利用する消費者をはじめ、流通業界等の関係業界や中小・小規模事業者等の意見を広く聴取した上で、その制度の在り方について審議するため、産業構造審議会産業技術分科会廃棄物・リサイクル小委員会の下に「レジ袋有料化検討ワーキンググループ」を新たに設置することとする。

検討事項

- (1) レジ袋有料化義務化の制度の在り方について

審議スケジュール

第1回 令和元年9月26日 レジ袋有料化義務化に向けた制度見直しについて

第2回 令和元年10月11日 レジ袋有料化義務化に向けた制度見直しに関する
関係者ヒアリング

第3回 令和元年11月1日 プラスチック製買物袋の有料化のあり方について

第4回 令和元年12月25日 プラスチック製買物袋の有料化について

保安・消費生活用製品安全分科会

「電気保安人材・技術ワーキンググループ」(令和元年9月設置)

座長：渡邊信公（関東職業能力開発大学校名誉教授）

設置趣旨

近年、業務用ビルの建設等に伴う自家用電気工作物（需要設備）の増加やFIT法の施行等を背景に再生可能エネルギー発電設備が増加する中、こうした電気工作物にかかる事故も発生しており、電気工作物の適切な保安を通じた国民の安心・安全の確保が強く求められているところ。

他方、各種電気工作物の保安を担う電気主任技術者に関しては、既存人材の高齢化の進展や入職者数の減少等により、将来的な人材不足が見込まれ、必要な電気保安体制の確保が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、持続的な電気保安体制を構築していくため、電気保安を担う電気主任技術者等の人材確保をはじめ電気工作物に係る適切な保安確保のための電気保安制度のあり方等について、本ワーキンググループにおいて検討を行う。

検討事項

- (1) 電気保安を担う人材の確保・入職促進策について
 - 電気主任技術者の知識技能の維持・向上策
 - 電気保安業界への入職促進策 等
- (2) 持続的な電気保安体制の確立に向けた対応策
 - 電気主任技術者制度（特に、外部委託承認制度）の課題と対応策
 - AI やドローン等の新たな技術の活用等による電気保安の高度化 等

審議スケジュール

- | | | | | |
|-----|------|-----|-----|--|
| 第1回 | 令和元年 | 9月 | 9日 | 電気保安体制を巡る現状と課題、電気保安人材の確保・育成に係る各団体の取組について |
| 第2回 | 令和元年 | 10月 | 16日 | 持続的な電気保安体制の構築に向けた取組、災害対応時における電気保安人材をめぐる課題と対応について |
| 第3回 | 令和元年 | 11月 | 25日 | 中間報告(案)、電気工事人材をめぐる現状と課題、地方分権提案について |

保安・消費生活用製品安全分科会

「令和元年度台風15号における鉄塔及び電柱の損壊事故調査検討ワーキンググループ」(令和元年11月設置)

座長：横山明彦（東京大学大学院工学系研究科教授）

設置趣旨

令和元年9月に関東地方に上陸した台風15号では、東京電力管内の鉄塔2基の倒壊事故や多数の電柱が倒壊・損傷する事故が生じた。これらの事故により、千葉県を中心に最大停電戸数約93.5万軒の大規模停電が発生し、全面復旧まで長い時間を要するなど、長期にわたる大規模停電により国民生活や経済活動に甚大な影響を及ぼした。こうした事態を踏まえ、電力の安定供給の確保の観点から、台風等の自然災害による送配電インフラの事故原因を究明し、強靱な送配電設備を構築していくことが強く求められる。

こうした中で、令和元年10月31日に行われた「電力レジリエンスワーキンググループ」にて示された中間論点整理において、鉄塔・電柱の技術基準見直しを含めた検討を実施することとなった。

このため、今般の鉄塔や電柱の倒壊・損傷等の原因究明や現行の技術基準の適切性、再発防止策について、近年の自然災害を踏まえつつ専門的な観点から検討するため、本ワーキンググループを設置し検討する。

検討事項

- (1) 令和元年台風15号による鉄塔・電柱の損壊事故の原因究明
- (2) 事故原因を踏まえた現行の技術基準の適切性について
- (3) 事故原因を踏まえた再発防止策の検討

審議スケジュール

- | | | | |
|-----|---------|-------|----------------------------------|
| 第1回 | 令和元年11月 | 5日 | 近年の自然災害に伴う送配電設備の被害状況について |
| 第2回 | 令和元年11月 | 14日 | 鉄塔・電柱の損壊事故の原因調査及び今後の対策の方向性について |
| 第3回 | 令和元年11月 | 29日 | 鉄塔・電柱の損壊事故の原因調査及び現行の技術基準の適切性について |
| 第4回 | 令和元年12月 | 17日 | 中間報告書(案)について |
| 第5回 | 令和2年 | 1月20日 | 中間報告書(案)のパブコメ結果について |
| 第6回 | 令和2年 | 3月23日 | 鉄塔の総点検、電柱の二次被害対策及び技術基準の見直しについて |

II 答申・報告書等

2050 経済社会構造部会

「2050 経済社会構造部会 とりまとめ/中間整理」

2050 経済社会構造部会（令和元年5月）

人生100年時代に対応した「明るい社会保障改革」の方向性（とりまとめ）

- ① 2050年に向けた経済社会のシステム改革
- ② 予防・健康づくりによる「明るい社会保障改革」
(予防・健康づくりの支援の方向性)
 - ・ 保険者努力支援制度の抜本強化
 - ・ 後期高齢者支援金の加減算制度の強化
 - ・ 介護インセンティブ交付金の抜本強化
 - ・ 優れた民間予防・健康サービスの促進
 - ・ 保険者等の活用につなげるための予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施
 - ・ 行動経済学のナッジ理論の活用
- ③ 高齢者就労の促進と多様で柔軟な労働市場の整備
 - ・ 70歳までの就労機会の確保
 - ・ 多様で柔軟な働き方の拡大
 - ・ 多様で柔軟な働き方に対応した年金制度の見直し

第4次産業革命に向けた産業構造の変化と方向性（中間整理）

- ① 第4次産業革命と経済社会システムの変革
- ② 「組織」の変革の方向性
- ③ 「人」の変革の方向性
- ④ 今後の政策課題
(組織の変革)
 - ・ 第4次産業革命による付加価値の向上
 - ・ 企業経営の高度化と内部資金の有効活用
 - ・ オープン・イノベーションの推進
(人の変革)
 - ・ 付加価値の高い雇用の拡大
 - ・ 多様で柔軟な働き方の拡大
 - ・ 企業における人材投資の活性化・見える化

経営力向上部会

「中小企業等の経営強化に関する基本方針の変更」(答申)

経営力向上部会 (令和元年6月)

答申の概要

平成31年の通常国会において「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)を改正し、社外高度人材(プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等)を活用して新事業分野を開拓する計画に係る主務大臣の認定制度を創設した。これに伴い、「中小企業等の経営強化に関する基本方針の変更」について書面審議を行い、了承する旨の答申を行った。

基本方針の見直しの背景と内容は下記のとおり。

(1) 基本方針の見直しの背景

「中小企業等経営強化法」の改正により、社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定制度を新設

- ・新規中小企業者等(設置5年未満等の一定要件を満たす中小企業者等(中堅企業を含む。))が、社外高度人材を活用して行おうとする新事業分野開拓に関する計画を作成し、主務大臣がこれを認定する。
- ・認定計画に従って事業に従事する社外の高度人材に対するストックオプションの付与に関して、税制優遇措置を適用する等の支援を行う。

(2) 基本方針の見直しの内容

「社外高度人材活用新事業分野開拓に関する事項」を新設し、以下3点を規定

- ①社外高度人材活用新事業分野開拓の内容に関する事項
- ②社外高度人材活用新事業分野開拓において活用される社外高度人材の有所べき知識又は技能の内容及びその活用の態様に関する事項
- ③社外高度人材活用新事業分野開拓に当たって配慮すべき事項

通商・貿易分科会

「安全保障貿易管理小委員会中間報告（中間報告）」

安全保障貿易管理小委員会（令和元年10月）

中間報告の概要

産業構造審議会通商・貿易分科会安全保障貿易管理小委員会では、国際的に機微技術管理等の在り方について議論が盛んとなっていることを背景に、その動向及び我が国の今後の対応について検討を行い、中間報告として下記の報告をとりまとめた。

（1）国際秩序の変容と我が国がとるべき経済政策へのインプリケーション

異なる政治・経済体制の台頭に対する不満や不安から、自国第一主義の傾向が顕在化し、米中対立が覇権争いの様相を呈している中、我が国としても「安全保障と一体となった経済政策」が必要。

世界的に、技術優位性の毀損や技術の脆弱性が安全保障上の懸念であるとの位置づけの下、機微技術流出防止策等が拡大しており、我が国においても機微技術を「知る」「育てる」「守る」ための統合的なアプローチが求められている。

（2）我が国の「安全保障と一体となった経済政策」の在り方について

①対内直接投資管理について

対内直接投資を一層促進しつつ、欧米諸国における対内直接投資管理強化の動向を踏まえた制度見直しを早急に必要な実施する必要がある。

- ・管理対象とすべき範囲の厳格化と一律事前届出義務の免除
- ・懸念事案への対応
- ・国内及び海外の関係行政機関との情報交換体制の強化等

②輸出管理について

欧米諸国における輸出管理強化の動向を踏まえ、我が国の輸出管理の中長期的課題について対応を検討すべきである。

- ・管理対象品目の国際合意への準拠
- ・大学や中小企業等へのアウトリーチ活動の加速
- ・「みなし輸出」と「非居住者」等

③政府による機微技術流出防止策以外の手法について

政府による「守る」施策のみならず、「知る」「育てる」施策や、大学や企業等政府以外の主体による「守る」取組が重要である。

- ④実効性のある機微技術管理のため求められる官民の役割
- ⑤その他の論点

通商・貿易分科会

「2019年版不公正貿易報告書（報告書）」

不公正貿易政策・措置調査小委員会（令和元年6月）

報告書の概要

世界貿易機関（WTO）協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。

（1）第一部

第一部においては、19ヶ国・地域の計150件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。なお、2019年版では、新規案件として以下13件の政策・措置を指摘している。

- ① 中国：造船補助金
- ② 中国：自動車投資管理規定
- ③ ベトナム：鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置および反迂回調査
- ④ インドネシア：輸入時所得税前払い制度及び税率引き上げ措置
- ⑤ インドネシア：医療品等の特許保護
- ⑥ フィリピン：医療品等の特許保護
- ⑦ EU・カナダ・トルコ・EAEU：鉄鋼製品に対するセーフガード（4件）
- ⑩ 韓国：造船補助金
- ⑫ インド：太陽電池に対するセーフガード
- ⑬ インド：個人情報保護法案

（2）第二部

第二部においては、第一部で挙げた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。なお、2019年版では、新たに3つの特集記事（安全保障例外～GATT21条の解釈をめぐる論点、補助金規律強化の議論について、WTO上級委員会をめぐる問題について）を追加している。

（3）第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。

産業技術環境分科会

「パラダイムシフトを見据えたイノベーションメカニズムへ — 多様化と融合への挑戦 — (中間取りまとめ)」

研究開発・イノベーション小委員会 (令和元年6月)

中間取りまとめの概要

産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会では、将来にわたって日本が取り組める技術開発と社会実装の好循環を実現する世界で勝ち抜く日本型のイノベーションエコシステムを構築するために必要な方策について検討を行い、中間取りまとめとして、下記の通り取りまとめた。

(1) 世界の潮流と日本が目指すべき姿

第4次産業革命時代のイノベーションは、これまでの延長線上にないAI・データを活用したITとサービス、ものづくりとサービスの融合といった分野から生まれる可能性が高い。このため、革新的シーズの創出、スタートアップの育成、大企業、スタートアップ、大学、国研等の内外のオープンイノベーション等を徹底的に推進する必要がある。

(2) 日本におけるイノベーションの課題と今後取り組むべき政策

① ビジョンの共有と戦略的なリソース配分

- ・産業技術インテリジェンスの強化・蓄積
- ・中長期的なビジョンの策定

② 未来を創るシーズの開拓・育成

- ・革新的な技術シーズの研究開発を行う環境整備

③ 次の産業の担い手となるスタートアップの育成

- ・スタートアップエコシステム構築の加速

④ 多様性やスピードに対応するオープンイノベーション

- ・オープンイノベーションの深化に向けた経営者の意識改革・ネットワーク構築の強化
- ・産学連携・産学融合の推進
- ・地域イノベーションを生み出す集積

⑤ イノベーションを産む人材の育成

- ・イノベーションを産む人材の育成

⑥ イノベーションを支える基盤整備

- ・産業化を促進するルール・環境整備
- ・知的基盤の整備と活用

産業技術環境分科会

「プラスチック製買物袋の有料化のあり方について（報告書）」

レジ袋有料化検討ワーキンググループ（令和元年12月）

報告書の概要

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会 合同会議では、令和元年5月に決定した「プラスチック資源循環戦略」において、「レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）」を行い、消費者のライフスタイル変革を促すこととしていることを踏まえ、消費者・関係業界の意見を広く聴取した上で、レジ袋（以下、報告書の記載に合わせ「プラスチック製買物袋」とする）有料化のあり方について検討し、容器包装リサイクル法の省令見直しによって令和2年7月1日から全国一律に有料化を実施すること、円滑な実施に向けてガイドラインを策定することなどを含む対応の方向性を主旨とする下記の報告書を取りまとめた。

（1）見直しの目的

プラスチック製買物袋を含む容器包装の使用合理化に係る取組を定める容器包装リサイクル法の枠組みを基本としつつ、省令の見直し等を通じて、公平かつ実効的な有料化を迅速に実施し、プラスチック製買物袋の使用合理化に向けて国民的理解を醸成していくこととする。

（2）制度改正のイメージ

①対象となる買物袋

あらゆるプラスチック製買物袋について有料化により過剰な使用を抑制していくことを基本とすると同時に、3R+Renewableの観点から一定の環境性能が認められる買物袋への転換を推進。

②有料化のあり方

プラスチック製買物袋の価格設定や売上の使途は事業者が自ら決定。

③対象業種

あらゆる業種において有料化等による削減努力がなされることが必要。

④中小企業・小規模事業者等への配慮

⑤実施時期 令和2年7月1日から全国一律に施行。

⑥フォローアップ

法に基づく定期報告で有料化等の状況や効果を確認するとともに、各事業者・業界における取組状況の自主的な情報発信等も推奨。

（3）事業者への周知・国民理解の促進に向けて

国は、ガイドライン策定や説明会実施、各種メディアを通じた周知広報に努める。地方自治体、事業者及び消費者団体は、制度の円滑な実施に寄与するべく、各々の立場から自ら役割を果たすことが望まれる。

製造産業分科会

「産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会合同会合取りまとめ（報告書）」

化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ（令和元年6月）

報告書の概要

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）は、特定の化学物質の環境への排出量等の把握・届出に関する措置（PRTR制度）や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置（SDS制度）を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。化管法は平成11年7月に制定、平成12年3月に施行された。

今般、規制改革会議に登録されている規制見直し時期（平成30年度）を迎えることから、産業構造審議会と中央環境審議会では合同で審議会を開催し、これまでの答申の内容や化管法を取り巻く種々の情勢の変化を踏まえつつ、化管法の課題や見直しの必要性及び方針等について検討を行い、以下の取りまとめを行った。

（1）化管法対象化学物質見直しの考え方

①対象とする候補物質（母集団）、②有害性の判断基準、③環境での存在に関する判断基準（製造輸入量から排出量への変更）、④環境保全施策上必要な物質の追加 等の検討を行った結果、対象化学物質は見直しが必要

（2）制度全体の見直しの考え方

①特別要件施設の点検、②届出データの正確性の向上、③災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有、④廃棄物に移行する化学物質の情報提供のあり方 等の観点から制度運用における改善の余地はあるが、制度そのものの見直しは不要

製造産業分科会

「航空工場検査員国家資格制度等小委員会報告書（報告書）」

航空工場検査員国家資格制度等小委員会（令和元年6月）

報告書の概要

産業構造審議会製造産業分科会航空工場検査員国家資格制度等小委員会は、航空機製造事業法で規定する航空工場検査員及び航空検査技術者の資格について、我が国航空機産業の動向や航空機及び航空機用機器の製造及び修理事業者の声などを踏まえ、そのあり方について検討を進め、報告書として下記の報告をとりまとめた。

（1）産業発展の状況に応じた見直し

現在の航空検査技術者及び航空工場検査員に求められる役割・能力に変化が生じており、航空工場検査員国家資格の在り方を見直すことが必要である。

（2）航空検査技術者及び航空工場検査員に求められる能力と資格要件

航空検査技術者及び航空工場検査員の役割の変化に伴い、求められる能力に変化が生じており、現在の職務の実施には、次の2つの能力を身につけていることが必要である。

- ① 社内規程等の内容を理解するために必要な航空機・航空機用機器の製造・修理に関する基礎的な用語を理解していること。
- ② 社内規程等を理解し製造工程や検査工程を把握していること及び実際に機能するものになっているかを判断できること。

（3）新規参入者のための措置

現在は、全くの異業種や航空機・航空機用機器の製造・修理の経験がない企業の参入は見られていないが、新規参入者が新たに事業許可を取得した場合について、航空検査技術者に選任しようとしている者が（2）①及び②に該当しない場合であっても、その者が航空機・航空機用機器の製造・修理の経験と同等以上の能力を有する場合には、その者を選任できるようにすることが必要である。

（4）継続的な中長期検討

上記（2）（3）の航空検査技術者・航空工場検査員の資格要件等については、現在の技術進歩や事業者の現状に即したものとすることを第一にしているものであり、今後、技術進歩や事業環境の変化があれば、その時節に即したものとなるよう見直していくことが必要である。

製造産業分科会

「伝統的工芸品の指定に係る答申について」(答申)

伝統的工芸品指定小委員会 (令和元年 9月)

答申の概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品の指定品目に「行田足袋」、「江戸押絵」及び「浪華本染め」を追加することについて了承した。

※「行田足袋」の概要

行田足袋は、埼玉県行田市において生産される足袋。江戸時代の中頃から特産品としてその名が知られるようになり、江戸や東北地方にも出荷されていた。明治時代後半にミシンが導入されると生産量が増加し、行田は全国一の足袋の産地となった。現在まで、長い伝統を保持し、和装文化に欠かせないアイテムとなっている。



※「江戸押絵」の概要

江戸押絵は、江戸時代から「歳の市」が行われる浅草周辺で多く生産され、関東大震災や戦災による疎開などにより、現在は生産者が近県にも広がっている。かつては江戸三座といわれる芝居小屋が浅草にあり、歌舞伎と共に日本画の画法も交えながら発展。現在は、羽子板や肖像画、額装、屏風、団扇などの装飾にも使われている。



※「浪華本染め」の概要

浪華本染めは、模様手拭を量産化する目的で、明治時代に大阪で開発された日本固有の染色法。一般に注染と呼ばれており、繊細な図柄や鮮明な発色が特徴で、この染色法を応用した浴衣が評判を呼び全国に広まった。差し分けやぼかしなどの技法を用いて表裏両面から染めるので、風合いのある染め上がりになる。現在は、手ぬぐい、ゆかたのほか、日傘やアロハシャツ、コースターなど各種日用品に用途が広がっている。



商務流通情報分科会

「当面の制度化に向けた整理と今後の課題 ～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～（報告書）」

割賦販売小委員会（令和元年12月）

報告書の概要

産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会では、決済テクノロジーが進化する中、消費者保護と消費者の利便性の確保のバランスを取りつつ、安全・安心なクレジットカード利用環境を整備する観点から、テクノロジー社会における我が国の割賦販売法制のあり方として、当面喫緊に制度化すべき課題に対する方向性と今後の課題についてとりまとめを行った。

（1）割賦販売法制を巡る環境変化と基本的な考え方

近年、決済テクノロジーが進化する中、割賦販売法制においても、適切な消費者保護を前提に、利用者が多様な決済手段を円滑に利用できる環境を整備すべく、技術革新を適切に取り込んでいくためのより柔軟な規制の枠組みが求められている。

（2）当面の制度化すべき課題に係る考え方及び具体的な措置

①「リスクベース・アプローチ」の考え方に基づき、「少額包括信用購入あつせん業者（仮称）」の登録制を創設する。

②「性能規定」の考え方に基づき、技術やデータを活用して支払可能な能力を判断できる場合には、画一的な規制によらず、これを従来の支払可能見込額調査に代えることができるとすべきである。その際には、経済産業大臣の認定制度を設け、事前・事後チェックを行うこととする。

また、指定信用情報機関の信用情報の使用・登録義務については、同機関の運用・システムの改善を前提に、現時点では維持することとする。

③決済代行業者（PSP）・コード決済事業者・ECモール事業者・決済システムの中で大量のクレジットカード番号等の取扱いを受託する事業者にも、クレジットカード番号等の適切管理義務を課すことが適当である。

④クレジットカード会社がカード等を利用者に交付するとき等の書面交付義務について、電子メール等の方法を利用可能とすべきである。

⑤クレジットカード会社に対する監督手段として業務停止命令を措置すべきである。

（3）今後具体的な検討を深めるべき課題

「決済横断法制」、「RegTech/SupTech」、「新成年への対応」、「決済情報の利活用」、「今後の決済ネットワークのあり方」といったテーマについて、今後具体的な検討を深めることが必要である。

商務流通情報分科会

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」及び「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の見直しに関する取りまとめ（とりまとめ）」

バイオ小委員会個人遺伝情報保護WG（令和2年1月）

とりまとめの概要

平成30年8月から医学研究等に係る倫理指針の見直しに関する合同会議（※）において、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「ゲノム指針」という。）及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「医学系指針」という。）の見直しについて議論を行い、両指針を統合した、新たな倫理指針を定めることとした。

※文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ゲノム指針及び医学系指針の見直しに関する専門委員会、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理指に関する専門委員会、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会個人遺伝情報保護WG

（1）新たな倫理指針の概要

- 新たな倫理指針においては、ゲノム指針及び医学系指針の内容を統合して規定し、適用される領域の研究を「生命科学・医学系研究」とする。
- ゲノム指針及び医学系指針に共通して規定されている項目については、原則として、医学系指針の規定内容に合わせて規定する。
- 医学系指針に規定されていた項目であって、ゲノム指針には規定されていないものについては、原則として、全般に適用する。
- 研究機関とは別に、新たに試料・情報を取得し研究機関に提供のみを行う機関について「研究協力機関」として定義を新設する。
- 多機関共同研究の実施に際しては一括審査を原則とする。
- インフォームド・コンセントに電磁的方法を用いることを可能とする。
- 研究により得られた結果等を研究対象者に説明する上で必要な概念や手続きを規定する。
- 研究計画書の軽微な変更に関する迅速審査の中で、倫理審査委員会への報告事項として取り扱うことができるものに関して新たに規定する。
- 研究計画の倫理審査委員会への付議等、研究実施に伴う必要な手続きの一部について、行う主体を研究機関の長から研究責任者に変更する。
- その他所要の整理を行う。

保安・消費生活用製品安全分科会

「台風15号の停電復旧対応等に係る検証結果とりまとめ（とりまとめ）」

電力レジリエンスワーキンググループ（令和元年12月）

とりまとめの概要

令和元年台風15号及び19号の停電復旧対応から明らかになった課題の抽出と、これを踏まえて今後とるべき対策の整理や、過去の教訓等を踏まえて、電力供給のレジリエンス強化に向けて一体として取り組むべき課題・対策について整理を行った。

（1）本検証において明らかになった主な課題及びその対策

台風被害の復旧に関する課題の論点としては、

- ① 被害状況の迅速な把握・情報発信、国民生活の見通しの明確化
- ② 被害発生時の関係者の連携強化による事前予防や早期復旧
- ③ 電力ネットワークの強靱化によるレジリエンス強化

であり、精緻な停電復旧見通しを発信できるプラットフォーム構築の検討や、電力会社間の災害連携の他、自治体等も含めた連携等が対策として議論された。

また、ブラックアウトなどに対する対策としては、

- ④ 復旧までの代替供給・燃料の確保
- ⑤ 地域間連系線の増強、電源等の分散化によるレジリエンス強化

が取り上げられ、電源車応援融通を想定した燃料確保、緊急時の電力融通のための地域間連系線等が対策としてあげられた。

（2）台風検証と今後の対策

台風15号による停電復旧対応における政府の実施内容の整理と、東京電力による社内検証を実施した。社内でのオペレーションやシステム等で改善すべき点について、短期・中期の対応方針が策定され、報告・審議された。また、台風19号による被害に対する復旧作業においては、中部電力及び東北電力から取組の報告を受け、被害状況の迅速な把握と情報発信の取組をはじめ、自衛隊や自治体と連携して復旧に対応した取組等、他事業者も積極的に取り入れるべき好事例も報告された。

（3）「中間取りまとめ」の主な論点についてのフォローアップと新たな課題

「中間取りまとめ」と台風15号等を経た新たな課題における対策パッケージについてフォローアップを行い、ブラックアウトの再発防止、防災対策、減災対策について整理した。

保安・消費生活用製品安全分科会

「2020年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針について」(答申)

液化石油ガス小委員会(令和2年3月)

答申の概要

LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等の具体策を提示した「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」について了承した。

(1) LPガス事故の発生状況、事業者の法令遵守の状況

- ① 2019年は、LPガス事故の発生件数は198件であり、2018年の206件から8件減少となった。また、死亡者数は0件で、負傷者数は31人で2018年から15人減少し、液石法が公布された昭和42年以降最も少ない数となった。
- ② 2019年度は、経済産業省で106社に対し立入検査を実施した。

(2) 2020年度保安対策指針 新規項目

① 締付トルクの管理の確実な実施

供給管・配管の工事を行う際は、締付トルクの管理を行い、工事後は法令に則り気密試験・漏えい試験を確実に実施すること。トルク管理にはトルクレンチを使用することが望ましい。またシールテープとシール剤を併用すると低トルクでもねじ込み過ぎとなるおそれがあるので注意すること。

② 自然災害対策の一層の強化

各地方公共団体(自治体)において発表されているハザードマップを確認・把握し、津波、河川氾濫等による浸水、水害の恐れがある地域に所在するLPガス消費者世帯においては、大規模水害によるガス容器の流出防止に備えた対策を重点的に講じること。

③ 災害発生後の早期復旧に向けた対策

災害発生後のLPガス供給の早期復旧復興に備え、LPガス販売事業者等は予め顧客情報、設備情報、LPガス保安に関する情報についてクラウド等を活用するなど、情報の保全に努めること。

保安・消費生活用製品安全分科会

「新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ(中間報告書)」

新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループ(令和元年11月)

報告書の概要

FIT制度の導入後、我が国における再生エネルギー発電設備数は急速に増加しており、そのうち、太陽電池発電の約98%、風力発電の約91%が小出力発電設備(太陽電池の50kW未満、風力の20kW未満)である。特に、急増している太陽電池発電については、事故件数・事故率ともに増加の傾向にあり、また、近年、自然災害の度に再エネ発電設備の事故も発生し、再エネ発電設備の安全の確保に対する社会的な要請も高まっている。さらに、太陽電池発電設備は、FIT制度の導入以前は一般住宅の屋根に設置する形態が主流であったが、野立て等、設置場所や形態が多様化し、風力発電設備では、大型風車の洋上への設置、小形風車の設備容量と高さの大型化がみられる。

そこで本WGでは、再エネ発電設備の保安のあり方について審議し、主に以下の3点について中間報告をとりまとめた。

(1) 小出力発電設備の報告徴収・事故報告のあり方について

小出力発電設備(太陽電池の50kW未満、風力の20kW未満)を電気事業法の報告徴収・事故報告の対象とし、住宅用太陽電池発電設備(10kW未満)については、事故報告の対象外とする。

(2) 立入検査について

住宅用太陽電池発電設備に対しても、重大な事故が発生するおそれがある場合や実際に重大な事故が発生した場合などに、立入検査を行えるようにするとともに、技術的な専門性を有する(独)製品評価技術基盤機構(NITE)を活用し、立入検査を実施していく。

(3) 太陽電池発電設備に特化した新たな技術基準の策定について

太陽電池発電設備の設置者や設置形態の多様化、技術革新への対応等を踏まえ、民間の規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した新たな技術基準の整備を図る。特に、水上設置型の太陽電池発電に関する技術基準等については、2019年度中に検討を行い、その他の新たな設置形態に関する技術基準等についても、2020年度に検討を進める。

なお、2020年度には、民間ガイドライン等と国の技術基準との連携、施工・保守管理を担う人材の確保策について、関係団体等と連携し取り組んでいく。

保安・消費生活用製品安全分科会

「電気保安人材・技術ワーキンググループ（中間報告書）」

電気保安人材・技術ワーキンググループ（令和元年11月）

報告書の概要

電気工作物の保安を担う電気主任技術者に関しては、既存人材の高齢化の進展や入職者数の減少等により、将来的な人材不足が見込まれ、必要な電気保安体制の確保が大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、持続的な電気保安体制を構築していくため、電気保安を担う電気主任技術者等の人材確保をはじめ電気工作物に係る適切な保安確保のための電気保安制度のあり方等について検討を行い、中間報告をとりまとめた。

（1）電気保安業界への入職者の確保

電気保安・電気工事業界の中長期的な人材の確保を目的として、業界横断的な「電気保安・電気工事業界の認知度向上・入職促進に向けた協議会」が発足したところ。今後も入職促進に向けたプロモーション活動の拡大が必要。また、保安レベルの維持確保を前提に、保安管理業務を受託するために必要な実務経験年数の見直しが必要である。

（2）電気保安のスマート化

主なスマート保安の事例やスマート保安に資する新技術について、保安管理業務における具体的な効果を調査し、スマート保安技術を導入している設備に係る換算係数や圧縮係数、AIやIoT等の技術革新を柔軟かつ迅速に取り入れる制度を検討する必要がある。

（3）電気保安における規律の確保

自家用電気工作物の設置者に保安確保の義務・責任がある前提で、外部受託者に国が直接指導できる制度が必要。従前より自家用電気工作物については、設置者のみ報告徴収・立入検査の対象であったが、新たに電気工作物の保守点検を行った者についても報告徴収・立入検査の対象に加えるべきである。

（4）災害時における電気保安人材をめぐる課題と対応

自然災害時に明らかとなった電気保安人材をめぐる課題について、設置者や電気主任技術者等との間で適切に情報を共有していくことが重要。災害発生時には、平常時とは違った電気保安体制が求められるため、災害時における電気工作物の保安確保のあり方について、引き続き、検討していく必要がある。

保安・消費生活用製品安全分科会

「令和元年度台風15号における鉄塔及び電柱の損壊事故調査検討ワーキンググループ（中間報告書）」

令和元年度台風15号における鉄塔及び電柱の損壊事故調査検討ワーキンググループ（令和2年1月）

報告書の概要

本ワーキンググループでは、今般の鉄塔や電柱の損壊事故に係る事実関係の整理や事故原因の調査、事故原因を踏まえた現行の技術基準の適切性、更に今後の対策等について必要な議論が行われ、一定の方向性を得たことから、中間報告書としてとりまとめることとした。

（1）台風15号、鉄塔及び電柱の損壊事故の概要

令和元年9月9日に上陸した台風15号は、記録的な暴風となり、関東地方でも建物被害やがけ崩れ等、甚大な被害が発生した。

鉄塔については、千葉県君津市において2基が倒壊し、約11万軒の停電が発生した。電柱については、東京電力管内で、計1,996本が折損・倒壊・傾斜等の被害を受けた。

（2）鉄塔及び電柱の事故原因について

倒壊した鉄塔については、設計、保守に問題はなく、倒壊鉄塔近傍の急斜面で風が著しく増速したことが原因と推定された。

電柱の折損の原因は、倒木、飛来物、土砂の流出による傾斜等の二次被害が大半であると推定された。

（3）技術基準の適切性について

電気設備の技術基準において、架空電線路の支持物（鉄塔・電柱）の材料及び構造は、引張荷重や風圧荷重等を考慮し、倒壊のおそれがないよう安全なもの、であることを求めている。また、台風や地域の実態に応じた設計風速、シミュレーションに基づいた鋼材の強度等の詳細な仕様規定については、民間規格において基準として求めている。

（4）今後の対策について

WGの議論を踏まえ、現行の技術基準について、以下の3点を規定する形で見直しを検討する。

- ① 現行の基準風速 40 m/s を維持するとともに、40 m/s について「10 分間平均」を明確化
- ② 地域の実情を踏まえた基準風速を適用すること
- ③ 特殊箇所を考慮すること

更に、鉄塔周辺の風況・風向等について、より精緻に把握するためのセンサーの設置や様々な気象データの収集等について検討する。

知的財産分科会

「令和元年の意匠法改正への対応及び意匠審査基準の明確化のための意匠審査基準の改訂について（報告書）」

意匠審査基準ワーキンググループ（令和2年1月）

報告書の概要

産業構造審議会知的財産分科会意匠審査基準ワーキンググループでは、令和元年5月の意匠法の抜本的な改正を受け、審査運用の検討及び整備を行う必要がある項目について、対応の方向性を検討した。加えて、ユーザーや審査官に、より参照しやすいものとするために、意匠審査基準の構成と記載内容の明確化及び簡潔化について検討を行い、下記の報告をとりまとめた。

意匠審査基準の改訂の方向性

（1）建築物、画像、内装の意匠の保護対象化

新たに意匠法の保護対象となった、「建築物」、「画像」、「内装」の各意匠について、①意匠法上の意匠に該当するための要件、②意匠の開示方法、③一の意匠として出願可能な範囲、④新規性及び創作非容易性についての具体的な判断基準等を審査基準上に明記する。

（2）関連意匠制度の拡充

①関連意匠の出願可能な期間が「基礎意匠の出願の日から10年を経過する日前まで」に延長された点、②関連意匠にのみ類似する関連意匠の登録可能化に伴う（i）先願の規定の一部適用除外化、（ii）新規性・創作非容易性要件の一部適用除外化等を審査基準上に明記する。

（3）その他

① 上記のほか、以下の各事項を審査基準上に明記する。

- ・ 創作非容易性の判断の基礎とする資料には、公然知られたものか否かにかかわらず、刊行物やウェブサイト等に掲載された形状等も含まれること
- ・ 組物の意匠については部分意匠も登録が可能となること
- ・ 物品区分表の廃止に伴う、意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての新たな判断基準

意匠審査基準全体を、より参照しやすいものとするため、全体の構成の変更及び、記載内容の明確化・簡潔化を図る。

知的財産分科会

「令和元年度審査品質管理小委員会報告書（報告書）」

審査品質管理小委員会（令和2年3月）

報告書の概要

令和元年度における特許庁の審査の品質管理の実施体制及び実施状況について、評価項目及び評価基準に基づいて評価を行うとともに、改善点について検討した結果を、今後の審査の質の向上に向けた方向性として取りまとめた。

（1）特許庁における品質管理の取組の概要

特許庁の品質管理システムの概要についてまとめた。

（2）品質管理の実施体制・実施状況の評価

令和元年度の品質管理の実施体制・実施状況について、前年度からの改善状況を含めて審議の対象とし、本小委員会で策定した評価基準に従って評価し、その結果を取りまとめた。

（3）品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制及び実施状況に関する委員からの評価を通じて得られた、品質管理の実施体制及び実施状況に関して改善が期待される事項について取りまとめた。